

岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

改正の趣旨

学童クラブ等の放課後児童健全育成事業を実施するにあたり、厚生労働省が定める省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」をもとに、市町村で運営に関する基準を定める条例を制定していますが、「学校教育法」の一部が改正されたことにより、専門職大学が制度化されました。これにより「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（国の基準）における職員の資格要件が改正されたことに伴い、岡谷市の放課後児童支援員の資格要件も同様の改正をするものであります。

改正内容

○条例第10条第3項第5号（大学において社会福祉学、教育学等を履修した者）

社会福祉学、心理学、教育学、社会学等を専修する大学を卒業した者と限定していたが、新たに制度化された高等教育機関である専門職大学の前期課程を修了した者を加えるものです。

新旧対照表

○岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

現 行 旧	改 正 新
<p>第10条 5 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>中略</p>	<p>第10条 5 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（<u>当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。</u>）</p> <p>中略</p>

○専門職大学とは

2019年4月から制度化される高等教育機関である。専門性の求められる職業を牽引する専門家を養成することが目的であり、大学で学ぶ教養のほか、産業に携わる実務家教員からの実践的な授業が行う。専門学校では職業に必要な知識を学ぶところであるが、専門職大学はより実践的に学ぶことができる。また、「大学」のひとつとして位置づけられるため、大学卒業の資格を得ることができ、就職の幅が広がることが期待される。

岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年岡谷市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。